

知的機能の発達に障害のある人たちのために

療育手帳の交付

知的障害者（児）とその保護者の方への療育の指導、知識の普及、援護の措置などの利便に役立てるために療育手帳を交付しています。

1. 療育手帳の申請方法

次の必要書類を添えて、社会福祉課へ申請してください。

申請後、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターでの障害程度の判定を受けます。

- ①申請書 ②診断書（18歳未満）
- ③療育手帳の交付（新規）申請にかかる相談票（18歳未満） ④相談調査票（18歳以上）
- ⑤写真1枚（上半身、正面、脱帽、サイズは縦3cm×横2.5cm）
- ⑥マイナンバー確認書類及び本人確認書類

2. 障害程度の区分

A1…………… 最重度、 A2…………… 重度、 B1…………… 中度、 B2…………… 軽度

3. 療育手帳の交付を受けた後、次の事由が生じた場合は、必ず届け出てください。

（届出事由）

（届出に必要なもの）

- (1) 再判定の場合 …………… ①写真 ②療育手帳
療育手帳に次回の判定時期が指定された場合は、その指定された時期までに再判定を受けてください。
再判定を受けるためには、社会福祉課へ更新申請をしてください。
（判定時期のおおむね1か月前）
※ 判定時期を過ぎますと、諸制度を受けるうえで支障がでますのでご注意ください。
- (2) 本人又は保護者の居住地・氏名変更等の場合 …… ①療育手帳
- (3) 手帳を紛失・破損した場合 …………… ①写真 ②療育手帳（破損のみ）
③紛失届（紛失のみ）
- (4) 手帳の交付を受けた方が死亡した場合 …………… ①療育手帳

〈問い合わせ〉

岩出市役所 社会福祉課

TEL 62-2141 内線324

那賀振興局 健康福祉部 総務福祉課

TEL 61-0023

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内 障害者支援課

TEL 073-445-7314